

行政文書公開決定通知書

3 教文第 30 号
令和 3 年 4 月 22 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和3年4月9日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおり公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	復命書(令和3年4月8日文化庁出張)		
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	令和3年4月22日 以降	午前 時 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1階)	
行政文書の公開の方法	1 閲覧	② 写しの交付	3 視聴
備 考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268		

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。


教育長	教育次長	生涯学習部長	文化財保護室
			

復命書

令和3年4月9日

教育委員会教育長 様

教育委員会事務局文化財保護室

文化財保護室長 加藤 久 

主査 深谷 淳 

令和3年4月8日（木）に文化庁へ旅行しましたが、その結果は、次の通りです。

記

1 日時・場所

令和3年4月8日（木）11時30分～11時50分
文化庁（東京都千代田区霞が関3-2-2）

2 訪問先

文化庁 次長 杉浦 久弘
" 審議官 榎本 剛
文化財第二課 課長 鍋島 豊 ほか

3 内容

別添のとおり

以上

内 容

名古屋市長、名古屋城総合事務所長が文化庁に状況を報告、説明し、文化庁よりコメントを受けた。

(1)現天守閣解体申請に対する文化庁からの指摘事項への対応について報告

- ・ 3月30日開催の全体整備検討会議に追加情報を示し了承していただいた
- ・ 天守閣木造復元事業が目に見える形で動き出すことを強く願っている
- ・ 5月の文化審議会にご報告してもらえるようお願いしたい

→文化庁の担当の方で資料を確認してもらい、内容が詰まったら審議会に諮っていくことになるのでしっかりと擦り合わせをしてもらいたい

(2)名古屋城関連の整備事業の説明

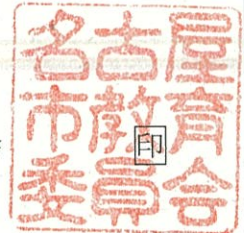
行政文書非公開決定通知書

3 教文第 30-2 号
令和 3 年 4 月 22 日

名古屋市民オンブズマン
代表 新海 聡 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和3年4月9日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	名古屋城の件で 2021 年 4 月 8 日に文化庁を訪問した際の持参資料
公開しない理由	教育委員会では請求内容に該当する資料を作成しておらず、文化庁への説明には観光文化交流局名古屋城総合事務所が持参した資料を使用しました。文書が不存在であるため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。